

標題:

Maritime Security に関する MSC 中間会合 - AIS の搭載
期限の前倒し及び Security 対策

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0449

発行日 2002年4月12日

各位

2002年2月11日から2月15日にかけて開催された Maritime Security に関する IMO の海上安全委員会の中間作業部会 (Intersessional Working Group on Maritime Security = ISWG) では AIS の現存船への適用期限を前倒しその他の対策を打ち出したので概要をご説明します。

1 AIS 及びその搭載要件について (SOLAS 2000 年改正で決定していた事項)

2000年12月に採択された SOLAS 条約の改正(MSC 99(73))では V 章の総合見直しの一環として新たに搭載が要求される Navigational Equipment として AIS (Automatic Identification System) が要求されておりました。これは船舶の自動識別装置で、船名・船速・針路等の情報を付近航行船舶や沿岸局に向けて自動的に送信するものです。現存船にも遡及適用されており、そのスケジュールなどは以下の通りとなっております。

(a) 新造船

- (i) 全ての旅客船
- (ii) 国際航海に従事する 300GT 以上のその他(旅客船以外)の船舶
- (iii) 国際航海に従事しない 500GT 以上の貨物船

(b) 現存船

- (i) 国際航海に従事する旅客船 2003年7月1日まで
- (ii) 国際航海に従事する 300GT 以上のタンカー 2003年7月1日以降の最初の検査まで
- (iii) 国際航海に従事するその他の船舶
 - 50,000GT 以上 2004年7月1日まで
 - 10,000GT 以上 50,000GT 未満 2005年7月1日まで
 - 3,000GT 以上 10,000GT 未満 2006年7月1日まで
 - 300GT 以上 3,000GT 未満 2007年7月1日まで
- (iv) 次の国際航海に従事しない船舶 2008年7月1日まで
 - 旅客船
 - 500GT 以上のその他の船舶

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2 条約の発効及びスケジュール等の変更

上記要件を定めた改正要件は 2002 年 1 月 1 日をもって異議通告期間が締め切られ、条約発効を無効にするだけの異議の通告がなかったことから 2002 年 7 月 1 日に発効する運びとなっております。

一方、2001 年 9 月のアメリカでのテロ事件を受け、船舶に関しての Security について IMO で新たな議論が始まっております。

そのなかでも AIS が有力なツールであるとされ、この度開催された ISWG において適用スケジュールを見直すことになりました。大幅な設置スケジュールの前倒しは機器の供給が間に合わないのではないかという懸念も表明されましたが、業界団体である CIRM が供給可能との見通しを示したため、以下の方向で条約の改正が検討されております。

- 500gt 以上の全ての国際航海に従事する船舶に対して 2004 年 12 月 31 日 (変更の可能性有り) までに (あるいはその日以降の以降の最初の検査まで猶予を認めるか検討中) AIS を設備置く。
- 内航船への適用は主管庁の判断に委ねる。
- 2002 年 12 月の会議の前に NAV 小委員会にて AIS の Technical specification を完成させる。

また、報道によりますと IMO の決定をまたず、既に内水域での航行要件として AIS の強制備え置きを要求している港湾当局もあり (St Lawrence Seaway – 2003 年より) 今後の動向には注意が必要です。

3 その他の対策

その他の Security 対策として以下が提案されております。規定の方法については SOLAS XI 章から参照される強制コードとすることが検討されておりますが、これらの多くはまだ具体的な対策はまとまっておらず、offshore platform 等への適用など今後さらに議論を必要としている部分もあります。条約の改正及び強制コードの採択に関しては 2002 年 12 月の外交会議で採択、2004 年 7 月 1 日発効を目指しております。

1. 船舶及び Port facility の security 対策を要求する。
2. 総トン数 500gt 以上の国際航海に従事する船舶に対して Ship Security Plans を要求する。
3. 船上に Ship Security Officer を設ける。また、陸上には Company Security Officer を設ける。

また、以上に加え Port Facility Security Plan、船員の身分証明方法、船舶の貨物、所有者などの情報の開示、テロに遭遇した船舶からの警報、コンテナの検査等の手段、船舶への不法侵入防止装置等についても検討されている模様です。

4 今後の予定

上記 ISWG での決定事項は 2002 年 5 月の MSC 75 での審議を経て 2002 年 12 月の外交会議で最終決着を見ることとなります。

(次頁に続く)

お問い合わせ先

本 Information 全般に関して、IMO 及び国際条約について	国際室 (Tel: 03-5226-2038 / Fax: 03-5226-2039)
AIS について	材料艀装部 (Tel:03-5226-2020 /Fax: 03-5226-2019)
Security 対策について	安全管理システム審査部 (Tel: 043-294-5999 / Fax: 043-294-7206)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp

* * * * *